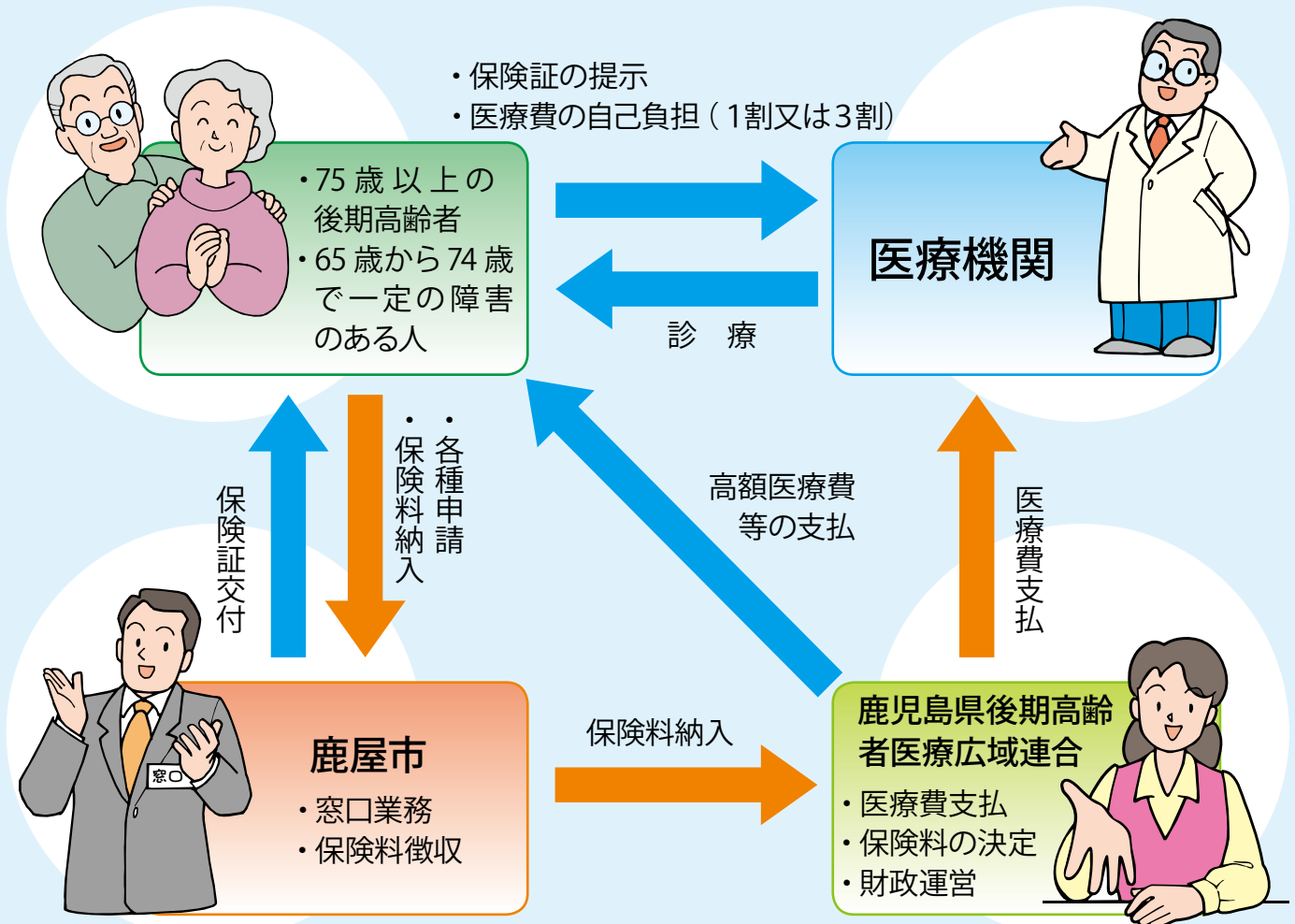


4月から

「後期高齢者医療（長寿医療）制度」が始まりました

75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の人は、国民健康保険や被用者保険などの医療保険から、新たに後期高齢者医療（長寿医療）制度に加入することになりました。また、4月以降に75歳になる人は75歳の誕生日からの加入となります。

●後期高齢者医療（長寿医療）制度のしくみ



●保険料について

○保険料の算定のしくみと計算方法

- ・保険料は、安定した財政運営を確保するために鹿児島県後期高齢者医療広域連合が2年単位で費用と収入を見込んで算定し、2年ごとに見直されます。
- ・保険料は、被保険者個人ごとに被保険者が等しく負担する「**均等割額**」と被保険者の前年中所得に応じて負担する「**所得割額**」を合計した額になります。

※ただし、所得に応じて保険料の軽減措置が設けられています。

平成20・21年度の均等割額と所得割率

- ・均等割額 45,900円
- ・所得割率 8.63%

$$\text{保険料} = \text{均等割額 } 45,900 \text{円} + \text{所得割額 (総所得金額 - 基礎控除 } 33 \text{万円) } \times \text{所得割率 (8.63\%)}$$

【問い合わせ】市健康保険課（1階⑤番窓口） ☎ 0994-43-2111 内線 3198・3199